

# 定 款

2022年 6 月改正

株式会社 ユアテック

# 株式会社ユアテック定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社ユアテックと称し、英文ではYURTEC CORPORATIONと表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気、通信、土木および建築工事
- (2) 空気調和、冷暖房、衛生、水道およびその他管工事
- (3) 発電および電気の供給に関する事業
- (4) 測水および地質調査
- (5) 自動車、事務用機器、電気通信機器、発電機器および建設用機械器具の購入、賃貸ならびに販売
- (6) 前各号に関連する調査、企画、測量、設計、保守、監理、エンジニアリングおよびコンサルティング業務
- (7) 貨物運送業
- (8) 産業廃棄物の処理ならびに加工、販売
- (9) 清涼飲料水の製造および販売
- (10) 電気機械器具および材料の購入ならびに販売
- (11) 土地、建物の賃貸、販売および管理
- (12) 警備業務
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を仙台市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞ならびに仙台市において発行する河北新報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めがある場合のほか必要あるときは、あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。

2. 社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がこれを招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2. 社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。この場合においては、当会社に代理権を証明する書面を提出するものとする。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の分配は、取締役会の決議をもって定める。  
3. 監査等委員である取締役の報酬等の分配は、監査等委員である取締役の協議をもって定める。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第23条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の構成および招集)

第24条 取締役会は、取締役をもって構成する。

2. 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の議長)

第25条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議事項および重要な業務執行の委任)

第26条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

2. 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(代表取締役および役付取締役)

第30条 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長各1名を置くことができる。

3. 会長を置いた場合には、第14条、第16条、第24条および第25条中「社長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(社長の業務執行)

第31条 社長は、取締役会の決議に従って当会社の業務を統轄する。

2. 社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の代表取締役がその職務を代行する。

(執行役員および役付執行役員)

第32条 取締役会は、その決議をもって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議をもって、社長執行役員、副社長執行役員その他役付執行役員を選定することができる。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の構成および招集)

第35条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを聞くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(常勤監査等委員)

第38条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第39条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選 任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金は、株主または登録株式質権者が、その支払開始の日から起算して3年以内に受領しないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

## 附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第108回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 第108回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第44条第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和19年 9月15日認証	平成 6年 6月28日変更
昭和26年10月 5日変更	平成10年 6月25日変更
昭和31年 2月 6日変更	平成12年 6月28日変更
昭和35年11月29日変更	平成14年 6月26日変更
昭和36年11月30日変更	平成15年 6月26日変更
昭和38年 5月29日変更	平成16年 6月25日変更
昭和39年 5月29日変更	平成17年 6月28日変更
昭和42年11月30日変更	平成18年 6月28日変更
昭和46年 5月29日変更	平成19年 6月27日変更
昭和50年 5月31日変更	平成21年 6月25日変更
昭和52年 6月30日変更	平成23年 6月28日変更
昭和57年 6月30日変更	平成27年 6月24日変更
昭和61年 6月26日変更	平成29年 7月26日変更
昭和62年 6月29日変更	平成29年10月 1日変更
平成 2年 6月27日変更	2019年 6月25日変更
平成 3年 6月26日変更	2022年 6月24日変更



***Yurtec***  
株式会社 ユアテック